

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	三六
○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	
告 示	三五
○青少年に有益な書籍として推奨する件	
○青少年に有益な映画として推奨する件	三五
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	三五
公 告	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三五
福島県公安委員会	
○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	三六
福島海区漁業調整委員会	
○漁業法により指示する件	三六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十一号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表の一の2の(一)中
「五、六一〇、〇〇〇円」を「五、七一四、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中
「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の三の3の(一)中「一八、五〇〇円」
を「一八、八〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「三五、一〇〇

〇円」を「三五、八〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四二、八〇〇円」に、「五三、
二〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三〇、
六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「五
五、二〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「六四、五〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、
「八一、二〇〇円」を「八二、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」
に改め、同表の三の3の(二)の表夏季の項中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、
「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、
「一四、八〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」
に改め、同表の三の3の(三)の表冬季の項中「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、
「一一、八〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」
に、「二二、五〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二七、六〇
〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、六〇〇円」に改め、同表の六の1中「半壊し、又
は半壊した者であつて」を「半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に、
「できないもの」を「できない者」に改め、「当該住家に」を削り、「困難であるもの」
を「困難である程度に住家が半壊した者」に改め、同表の六の2中「五八四、〇〇〇円」
を「次に掲げる額」に改め、同表の六の2に次のように加える。

(一) 次に掲げる世帯以外の世帯 五九五、〇〇〇円

(二) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三〇〇、〇〇〇
円

別表第一の八の3の(二)中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、七〇〇円」
を「四、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表の九の3中
「二二、三〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、二
〇〇円」に改め、同表の十一の4の(一)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、
同表の十一の4の(二)中「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表の十二の2中
「一三五、四〇〇円」を「一三七、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、令
和元年十月一日から適用する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第四百二十八号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定によ
り、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二五八	カタカタカ タ おぼあ ちゃんのた からもの	作 リン・シャオペイ 訳 宝迫典子 発行所 株式会社ほるぷ出 版	推奨対象 幼児及び小学生 (低学年)
二五九	みずとはな んじゃ?	作 かこととし 絵 鈴木まもる 発行所 株式会社小峰書店	推奨対象 幼児及び小学生 (低学年、中学年)
二六〇	みんなたい せつ 世界 人権宣言の 絵本	構成・訳 東菜々 写真 渋谷敦志 発行所 株式会社岩崎書店	推奨対象 小学生(中学年、 高学年) 及び中学生
二六一	あふれでた のはやさし さだった 奈良少年刑 務所 絵本 と詩の教室	著者 寮美千子 発行所 株式会社西日本出 版社	推奨対象 中学生、高校生、 青年及び一般

(こども・青少年政策課)

福島県告示第四百二十九号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。
令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二六二	あの日のオルガン	製作 二〇一八「あの日のオルガン」製作委員会 配給 ジャパン・スローシネマ・ネットワーク	推奨対象 小学生(中学年、高学年)、中学生、高校生、青年及び一般

(こども・青少年政策課)

福島県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、伊達西根堰土地改良区から令和元年十一月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。
令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、棚倉町土地改良区から令和元年十一月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十七日認可した。
令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公 告

公告第四百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和元年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

小田高原土地改良区

退任した役員

氏名

住所

大川原 謙一

喜多方市慶徳町山科字卷三三六七番地

大竹 紀歳

市慶徳町山科字山崎三三〇七番地

大川原 義男

市慶徳町山科字卷三三〇三番地

村山 修一

市慶徳町山科字卷三三六〇番地

村山 純一

市慶徳町山科字卷三三六三番地

小澤 千秋

市慶徳町山科字山崎三二七五番地

小澤 清昭

市慶徳町山科字卷三二六七番地

齋藤 邦雄

市慶徳町山科字卷三三五八番地一

湯浅 仁美

市塩川町大田木字上屋敷二八番地

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和元年十二月六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和二年一月一日から同年十二月三十一日までとする。